

相模原市産業廃棄物処理業者等行政処分一覧表

(令和6年4月26日更新)

処分年月日	許可内容	処理業者名等	処分内容	処分理由・根拠条文等
令和3年8月2日	① 産業廃棄物処分業 第09820057247号 ② 一般廃棄物収集運搬業 第A0200号	相模原市中央区南橋 本四丁目3番27号 株式会社KOHWA	許可取消	① 当該処理業者は、業務により発生した産業廃棄物（汚泥）を廃棄物保管施設から電動水中ポンプ等を用いて公共下水道に接続する排水設備の柵に流し込み、不法投棄した。このことは、法第14条の3第1号に規定する「違反行為」に該当し、かつ法第14条の3の2第1項第5号に規定する「情状が重いとき」に該当するため。 ② 当該処理業者が、上記①によって、産業廃棄物処分業の許可を取り消すことに伴い、法第7条第5項第4号ホに規定する一般廃棄物収集運搬業の欠格要件に該当するため。
令和6年2月28日	産業廃棄物収集運搬業 第09810012333号	相模原市南区新磯野 145番地1 有限会社旭産業	改善命令	当該事業者が行っている廃棄物の保管について、保管されている産業廃棄物の量及び積み上げられた高さに関して、産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われていた。このことは、法第19条の3第2号に規定する「産業廃棄物処理基準が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われた場合」に該当するため。
令和6年4月25日	産業廃棄物収集運搬業 第09810012333号	相模原市南区新磯野 145番地1 有限会社旭産業	事業の一部 （保管場所への新たな産業 廃棄物の保管）停止（60 日間）	当該事業者は、保管している廃プラスチック類及びがれき類を主とする産業廃棄物について、保管量及び保管の最高の高さを変更していたにもかかわらず、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定に基づく届出を行わなかった。また、その保管量及び高さについて、法第14条第12項の規定に違反して、法第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準に従わず、産業廃棄物の収集又は運搬を行った。 これらの行為は、法第14条の3第1号に規定する「違反行為」に該当するため。